

财政部 税务总局关于中国（上海）自贸试验区
临港新片区重点产业企业所得税政策的通知

财税〔2020〕38号

上海市财政局、国家税务总局上海市税务局：

根据《国务院关于印发中国（上海）自由贸易试验区临港新片区总体方案的通知》（国发〔2019〕15号）有关要求，现就中国（上海）自由贸易试验区临港新片区（以下称“新片区”）内重点产业企业所得税政策通知如下：

一、对新片区内从事集成电路、人工智能、生物医药、民用航空等关键领域核心环节相关产品（技术）业务，并开展实质性生产或研发活动的符合条件的法人企业，自设立之日起5年内减按15%的税率征收企业所得税。

二、本通知所称“符合条件的法人企业”必须同时满足以下第（一）、（二）项条件，以及第（三）项或第（四）项条件中任一子条件：

（一）自2020年1月1日起在新片区内注册登记（不包括从外区域迁入新片区的企业），主营业务为从事《新片区集成电路、人工智能、生物医药、民用航空关键领域核心环节目录》（以下简称《目录》）中相关领域环节实质性生产或研发活动的法人企业。

实质性生产或研发活动是指，企业拥有固定生产经营场所、固定工作人员，具备与生产或研发活动相匹配的软硬件支撑条件，并在此基础上开展相关业务。

（二）企业主要研发或销售产品中至少包含1项关键产品（技术）。

关键产品（技术）是指在集成电路、人工智能、生物医药、民用航空等重点领域产业链中起到重要作用或不可或缺的产品（技术）。

（三）企业投资主体条件：

1、企业投资主体在国际细分市场影响力排名前列，技术实力居于业内前列；

财政部 税務総局：中国（上海）自由貿易試験区
臨港新エリア重点産業企業所得税政策に
関する通知

财税〔2020〕38号

上海市财政局・国家税務総局上海市税務局：

《国务院：中国（上海）自由贸易试验区临港新エリア総体方案の印刷・公布に関する通知》（国発〔2019〕15号）の関連要求に基づき、ここに中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリア（以下、新エリア）内の重点産業企業所得税政策について以下の通り通知する：

一、新エリア内の集積回路・AI・バイオ医薬・民間航空などの重大分野のコアプロセスに関わる製品（技術）業務に従事し、かつ実質的な生産あるいは研究開発活動を行っている条件に合致する法人企業について、設立日より5年以内は15%の税率に減じて企業所得税を徴収する。

二、本通知でいう「条件に合致する法人企業」は、同時に以下の第（一）・（二）項の条件、および第（三）項あるいは第（四）項の条件うちのいずれか一つの条件を充足しなければならない：

（一）2020年1月1日より新エリア内に登録登記しており（他地域から新エリアに入居した企業を含まない）、主力業務が《新エリアの集積回路・AI・バイオ医薬・民間航空重要分野コアプロセス目録》（以下、《目録》）内の関連分野・プロセスの実質的な生産あるいは研究開発活動をしている法人企業。

実質的な生産あるいは研究開発活動とは、企業が一定の生産経営場所・一定の従業員を有し、生産あるいは研究開発活動に相応しいソフトウェア・ハードウェアのサポート環境を備え、これらを基礎として行う関連業務を指す。

（二）企業の主要な研究開発あるいは販売製品のうち少なくとも1項目が重要製品（技術）である。

重要製品（技術）とは、集積回路・AI・バイオ医薬・民間航空などの重点分野の産業チェーンにおいて重要な役割を果たすあるいは必要不可欠な製品（技術）を指す。

（三）企業の投資主体の条件：

1、企業の投資主体が国際市場セグメントにおける影響力ランキングで上位にあり、技術力が業界内で上位である；

<p>2、企业投资主体在国内细分市场居于领先地位，技术实力在业内领先。</p> <p>(四) 企业研发生产条件：</p> <p>1、企业拥有领军人才及核心团队骨干，在国内外相关领域长期从事科研生产工作；</p> <p>2、企业拥有核心关键技术，对其主要产品具备建立自主知识产权体系的能力；</p> <p>3、企业具备推进产业链核心供应商多元化，牵引国内产业升级能力；</p> <p>4、企业具备高端供给能力，核心技术指标达到国际前列或国内领先；</p> <p>5、企业研发成果（技术或产品）已被国际国内一线终端设备制造商采用或已经开展紧密实质性合作（包括资本、科研、项目等领域）；</p> <p>6、企业获得国家或省级政府科技或产业化专项资金、政府性投资基金或取得知名投融资机构投资。</p> <p>三、上海市财税部门会同产业主管部门制定重点产业企业认定具体操作管理办法，并报财政部、税务总局备案。</p> <p>四、本通知自 2020 年 1 月 1 日起实施。2019 年 12 月 31 日前已在新片区注册登记且从事《目录》所列业务的实质性生产或研发活动的符合条件的法人企业，可自 2020 年至该企业设立满 5 年期限内按照本通知执行。</p> <p>附件：《新片区集成电路、人工智能、生物医药、民用航空关键领域核心环节目录》</p> <p style="text-align: right;">财政部 国家税务总局 2020 年 7 月 13 日</p>	<p>2、企業の投資主体が国内市場セグメントにおいてトップの地位にあり、技術力が業界内でトップである。</p> <p>(四) 企業の研究開発・生産の条件：</p> <p>1、企業は、リーダー的人材あるいは中核団体・中核人物を有しており、国内外の関連分野において長期に渡り科学研究・生産業務に従事している；</p> <p>2、企業は、核心的重要技術を有しており、その主要製品について独自の知的財産権体系を構築する能力を備えている；</p> <p>3、企業は、産業チェーンの中核サプライヤーの多元化を推進しており、国内産業の能力向上を牽引している；</p> <p>4、企業は、ハイレベルな供給力を備え、コア技術の指標が国際的に上位あるいは国内トップに達している；</p> <p>5、企業の研究開発成果（技術あるいは製品）を国際・国内の第一線の端末装置メーカーがすでに採用あるいは緊密かつ実質的な提携がすでに行われている（資本・科学研究・プロジェクトなどの領域）；</p> <p>6、企業が国家あるいは省級政府の科学技術あるいは産業化特別資金・政府系投資ファンドを獲得、もしくは著名な投融資機関の投資を取得している。</p> <p>三、上海市財政部門は、産業主管部門と共同で重点産業企業の認定の具体的な実務管理弁法を制定し、併せて財政部・税務総局に報告して備案する。</p> <p>四、本通知は、2020 年 1 月 1 日より実施する。2019 年 12 月 31 日までにすでに新エリアにおいて登録・登記かつ《目録》に列挙する業務の実質的な生産あるいは研究開発活動に従事している条件に合致する法人企業は、2020 年より当該企業の設立満 5 年までの期限内において本通知に基づき執行することができる。</p> <p>付属文書：《新エリアの集積回路・AI・バイオ医薬・民間航空重要分野コアプロセス目録》（仮訳省略）</p> <p style="text-align: right;">財政部 国家税務総局上海市税務局 2020 年 7 月 13 日</p>
--	--

附件:

新片区集成电路、人工智能、生物医药、民用航空
关键领域核心环节目录

重点产业	细分领域
集成电路	集成电路设计
	先进半导体工艺、装备和器件研发与制造
	基础、平台及应用软件开发
	半导体关键材料研发与制造
	共性技术研发、检测、认证等高技术服务
人工智能	AI 芯片研发与制造
	智能硬件研发与制造
	智能传感器研发与制造
	开发平台、工具软件及智能信息技术服务
	智能机器人研发与制造
	智能网联汽车、智能型新能源汽车研发与制造
	智能装备及材料研发与制造
	共性技术开发与技术基础服务
生物医药	前沿生命科技与产品研发
	生物制品研发与制造
	高端中西药研发与制造
	高端医药装备研发与制造
	高端医疗器械研发与制造
	临床试验等专业技术服务
民用航空	民用飞机整机及关键系统研发与制造
	航空发动机整机及关键核心部件研发与制造
	航空关键材料研发与制造
	试飞、适航等航空产业链配套服务

上海市財政局 国家稅務總局上海市稅務局
上海市經濟和信息化委員會
中国(上海)自由貿易試驗区 臨港新片区管委會

**关于发布《中国(上海)自由贸易试验区
临港新片区重点产业企业所得税优惠资格
认定管理办法》的公告
沪财发〔2020〕12号**

根据《财政部 税务总局关于中国（上海）自贸试验区临港新片区重点产业企业所得税政策的通知》（财税〔2020〕38号）的有关规定，上海市財政局、国家稅務總局上海市稅務局、上海市經濟和信息化委員會、中国（上海）自由貿易試驗区臨港新片区管委會制定了《中国（上海）自由貿易試驗区臨港新片区重点产业企业所得税优惠资格认定管理办法》，现予发布，自2020年1月1日起实施。

特此公告。

上海市財政局
国家稅務總局上海市稅務局
上海市經濟和信息化委員會
中国（上海）自由貿易試驗区
臨港新片区管理委員會
2020年8月28日

**中国（上海）自由贸易试验区临港新片区
重点产业企业所得税优惠资格认定管理办法**

第一条 为做好中国（上海）自由贸易试验区临港新片区（以下简称“新片区”）内符合条件的从事集成电路、人工智能、生物医药、民用航空等关键领域核心环节生产研发的企业（以下简称“重点产业企业”）所得税优惠资格认定管理工作，根据《财政部税务总局关于中国（上海）自贸试验区临港新片区重点产业企业所得税政策的通知》（财税〔2020〕38号）（以下简称“财税〔2020〕38号文”）相关规定，结合新片区相关产业发展情况，制定本办法。

第二条 新片区重点产业企业所得税优惠资格认定按照公正、公平、公开原则，采取自我评价、承诺申报、审核认定的评定方式。

第三条 上海市經濟和信息化委員會（以下简称“市經濟信息化委”）、上海市財政局（以下简称

上海市財政局 国家稅務總局上海市稅務局
上海市經濟情報化委員會 中国(上海)自由貿易
試驗区 臨港新エリア管理委員會

**《中国(上海)自由貿易試驗区臨港新エリア
重点產業企業所得稅優遇資格認定管理弁法》
公布に関する公告
滬財發〔2020〕12号**

《財政部 稅務總局：中国(上海)自由貿易試驗区臨港新エリア重点產業企業所得稅政策に関する通知》（財稅〔2020〕38号）の関連規定に基づき、上海市財政局・国家稅務總局上海市稅務局・上海市經濟情報化委員會・中国(上海)自由貿易試驗区臨港新エリア管理委員會は、《中国(上海)自由貿易試驗区臨港新エリア重点產業企業所得稅優遇資格認定管理弁法》を制定し、ここに公布し、2020年1月1日より実施する。

特にここに公告する。

上海市財政局
国家稅務總局上海市稅務局
上海市經濟情報化委員會
中国(上海)自由貿易試驗区
臨港新エリア管理委員會
2020年8月28日

**中国(上海)自由貿易試驗区臨港新エリア
重点產業企業所得稅優遇資格認定管理弁法**

第一条 中国(上海)自由貿易試驗区臨港新エリア（以下、新エリア）内の条件に合致する集積回路・AI・バイオ医薬・民間航空などの重大分野のコアプロセスの生産・研究開発に従事する企業（以下、重点產業企業）の所得稅優遇資格の認定管理業務を適切に行うため、《財政部 稅務總局：中国(上海)自由貿易試驗区臨港新エリア重点產業企業所得稅政策に関する通知》（財稅〔2020〕38号）（以下、財稅〔2020〕38号文）の関連規定に基づき、新エリアの関連産業の發展状況を踏まえて、本弁法を制定する。

第二条 新エリア重点產業企業所得稅優遇資格の認定は、公正・公平・公開の原則に基づき、自己評価・承諾申請・認定審査の評定方式を採用する。

第三条 上海市經濟情報化委員會（以下、市經濟情報化委員會）・上海市財政局（以下、市財政

<p>“市財政局”)、国家税务总局上海市税务局(以下简称“市税务局”)、中国(上海)自由贸易试验区临港新片区管委会(以下简称“新片区管委会”)共同协调推进落实新片区重点产业企业所得税优惠资格认定及监督管理工作。</p> <p>市经济信息化委负责确认新片区重点产业企业所得税优惠资格,实施优惠资格后续管理等工作,牵头研究集成电路、人工智能、生物医药、民用航空关键领域核心环节目录的动态调整初步方案。</p> <p>新片区管委会负责受理企业申报、组织专家进行评审、提出初审意见、受理异议申诉、建设管理平台、开展政策宣传咨询等工作。</p> <p>市税务局负责落实税收优惠政策等工作。</p> <p>市財政局负责政策实施过程中相关工作的协调沟通和政策效应评估,向国家有关部委报送备案材料等工作。</p> <p>第四条 本通知认定的符合企业所得税优惠资格条件的企业,须同时满足以下条件:</p> <p>(一)自2020年1月1日起在新片区内注册登记且不满5年(不包括从外区域迁入新片区企业);</p> <p>(二)从事集成电路、人工智能、生物医药、民用航空产业,且主营业务属于财税〔2020〕38号文规定的《新片区集成电路、人工智能、生物医药、民用航空关键领域核心环节目录》范围;</p> <p>(三)在新片区开展实质性生产或研发活动;</p> <p>(四)企业主要研发或销售产品中至少包含1项关键产品(技术)。</p> <p>(五)关于企业投资主体条件和企业研发生产条件按财税〔2020〕38号文有关规定执行。</p> <p>第五条 申报企业应填报《中国(上海)自由贸易试验区临港新片区重点产业企业所得税优惠资格申报自评表》(详见附件),并向新片区管委会提供以下相关材料:</p> <p>(一)营业执照复印件;</p> <p>(二)开展实质性生产或研发活动的有效证明</p>	<p>局)・国家税務総局上海市税務局(以下、市税務局)・中国(上海)自由貿易試験区臨港新エリア管理委員会(以下、新エリア管理委員会)は、新エリア重点産業企業所得税優遇資格の認定および監督管理業務の推進・実行に共同で協力する。</p> <p>市経済情報化委員会は、新エリア重点産業企業所得税優遇資格の確認、優遇資格の事後管理などの業務の実施、集積回路・AI・バイオ医薬・民間航空の重大分野コアプロセス目録の動態調整原案の主導的研究の責を負う。</p> <p>新エリア管理委員会は、企業の申請受理・専門家による評定審査実施の段取り・初審意見の提出・異議申立の受理・管理プラットフォーム構築・政策周知/相談の実施などの業務の責を負う。</p> <p>市税務局は、税収優遇政策の実施などの業務の責を負う。</p> <p>市財政局は、政策の実施過程における関連業務の調整・連係および政策効果の評価の実施、国家関連部門/委員会に資料を報告・備案などの業務の責を負う。</p> <p>第四条 本通知で認定する企業所得税優遇資格の条件に合致する企業は、同時に以下の条件を充足していなければならない:</p> <p>(一)2020年1月1日より新エリア内に登録登記しており、かつ5年に満たない(他地域から新エリアに入居した企業を含まない);</p> <p>(二)集積回路・AI・バイオ医薬・民間航空産業に従事し、かつ主力業務が財稅〔2020〕38号文の規定する《新エリアの集積回路・AI・バイオ医薬・民間航空重要分野コアプロセス目録》の範囲である;</p> <p>(三)新エリアにおいて実質的な生産あるいは研究開発活動を行っている;</p> <p>(四)企業の主要な研究開発あるいは販売製品のうち少なくとも1項目が重要製品(技術)である。</p> <p>(五)企業の投資主体の条件および企業の研究開発・生産条件については、財稅〔2020〕38号文の関連規定に基づき執行する。</p> <p>第五条 申請企業は、《中国(上海)自由貿易試験区臨港新エリア重点産業企業所得税優遇資格申請自己評価表》(詳細は付属文書参照)を作成し、新エリア管理委員会に以下の関連資料を提出しなければならない:</p> <p>(一)営業許可証の写し</p> <p>(二)実質的な生産あるいは研究開発活動を行</p>
--	---

<p>文件（如新片区项目备案文件，土地或经营场地使用、租赁凭证，环评备案材料等）；</p> <p>（三）符合本办法第四条规定的相关证明材料（如技术水平认定文件、企业管理能力认定文件等）；</p> <p>（四）申报企业对申报税收优惠资格的材料内容和附属文件真实性负责的声明及企业法人信用查询授权书等；</p> <p>（五）其他相关材料。</p> <p>第六条 新片区管委会组织相关产业领域的专家对企业申报新片区重点产业企业所得税优惠资格材料进行审核，将符合相关条件并取得专家评分60分以上的企业纳入拟认定名单，报送市经济信息化委。</p> <p>第七条 市经济信息化委定期审议确定新片区重点产业企业所得税优惠资格名单，经公示程序后会同市财政局、市税务局、新片区管委会联合发文明确符合享受优惠政策资格条件的企业名单，企业自行申报享受税收优惠政策。</p> <p>第八条 参与新片区重点产业企业审核认定的专家应具备以下条件：</p> <p>（一）专家资格：具有中华人民共和国公民资格，在中国大陆境内居住和工作，具有高级技术职称，并具有技术领域内相关专业背景和实践经验，对该技术领域的发展及市场状况有较全面的了解。具有良好的职业道德，坚持原则，办事公正。了解国家科技、经济、产业政策以及新片区建设发展情况。</p> <p>（二）专家库及专家选取办法：1. 新片区管委会建立专家库，实行专家聘任制和动态管理，备选专家应不少于评审专家的3倍。2. 新片区管委会根据企业主营产品（技术）的核心技术所属技术领域随机抽取专家，组成专家组，并指定1名技术专家担任专家组组长，开展认定评审工作。</p>	<p>っていることの有効な証明文書（例：新エリアのプロジェクト備案文書、土地あるいは経営場所の使用・レンタル証書、環境アセスメント備案資料など）；</p> <p>（三）本弁法第四条の規定に合致していることに関連証明資料（例：技術レベル認定書・企業管理能力認定書など）；</p> <p>（四）申請企業は、税收優遇資格申請資料の内容および添付資料の真実性に対して責を負うとの声明および企業法人信用調査の授權書など；</p> <p>（五）その他の関連資料。</p> <p>第六条 新エリア管理委員会は、関連産業分野の専門家を組織して企業の新エリア重点産業企業所得税優遇資格の申請資料に対して審査を行い、関連条件に合致かつ専門家の採点を60点以上取得した企業を認定予定リストに加え、市経済情報化委員会に送信・報告する。</p> <p>第七条 市経済情報化委員会は、定期的に新エリア重点産業企業所得税優遇資格リストを審議・確定し、公示の手順を経て、市財政局・市税务局・新エリア管理委員会と共同で優遇政策享受の資格に合致する企業リストを連合送付・明確化し、企業が税收優遇政策の享受を自ら申請する。</p> <p>第八条 新エリア重点産業企業の審査・認定に参加する専門家は、以下の条件を備えていなければならない：</p> <p>（一）専門家資格：中華人民共和国の公民資格を有し、中国大陸域内において居住および就労し、高級技術職に就き、併せて技術分野の関連専門経歴および実務経験を備え、当該技術分野の発展および市場状況について全面的に把握している。良好な職業倫理を備えており、原則を堅持し、業務への従事が公正である。国家の科学技術・経済・産業政策および新エリア建設の発展状況を理解している。</p> <p>（二）専門家データベースおよび専門家の選別方法：1. 新エリア管理委員会は、専門家データベースを構築し、専門家任命制および動態管理を実行し、専門家候補は少なくとも評定審査を行う専門家の3倍を下回ってはならない。2. 新エリア管理委員会は、企業の主力製品（技術）のコア技術が属する技術分野に基づき専門家をランダムに抽出し、専門家グループを組成し、技術専門家1名を専門家グループのグループ長として指名し、認定・評定審査業務を行う。</p>
--	--

(三) 专家职责: 审查企业是否符合财税〔2020〕38号文的相关条件, 填写专家评分表。在各评审专家独立评价的基础上, 由专家组进行综合评价。

(四) 专家纪律: 1. 独立、客观、公正地对企业进行评价, 并签订保密协议和承诺书。2. 评审与其有利益关系的企业时, 应主动申明并回避。3. 不得披露、使用申报企业的技术经济信息和商业秘密, 不得复制保留或向他人扩散评审材料, 不得泄露评审结果。4. 不得利用其特殊身份和影响, 采取非正常手段为申请企业认定提供便利。5. 认定评审期间, 未经新片区管委会许可不得擅自与企业联系或进入企业调查。6. 不得收受申报企业给予的好处和利益。一经发现违反上述规定, 由新片区管委会取消其参与新片区重点产业企业认定管理工作资格。相关信息由上海市经济信息化委、新片区管委会报送上海市公共信用信息平台。

第九条 企业应对提供的申报材料以及相关证明材料的真实性和准确性负责, 在申请认定过程中提供虚假信息的, 由相关部门报上海市经济信息化委, 经上海市经济信息化委审议后确定不予认定或按规定程序取消优惠资格的, 企业3年内不得重新申请。相关信息由上海市经济信息化委、新片区管委会报送上海市公共信用信息平台。

第十条 重点产业企业享受税收优惠政策期间, 发生更名或经营业务、生产技术活动等发生重大变化的(如并购、重组、转业等), 应在15日内向新片区管委会报告。新片区管委会汇总并定期报上海市经济信息化委。

第十一条 相关部门应当做好优惠政策执行情况的跟踪管理工作, 如在日常管理或专项核查中发现企业可能存在不符合税收优惠资格条件的有关情况, 及时报告上海市经济信息化委。

(三) 専門家の職責: 企業が財税〔2020〕38号文の関連条件に合致しているかどうかを審査し、専門家採点表を記入する。評定審査を行う各専門家の独自の評価を基礎として、専門家グループが総合評価を行う。

(四) 専門家の規律: 1. 独立・客観的・公正に企業に対して評価を行い、併せて秘密保持協議および承諾書を締結する。2. 利益関係を有する企業を評定審査する場合、自主的に表明かつ回避しなければならない。3. 申請企業の技術経済情報および商業機密を開示・使用してはならず、評定審査資料を複製・保留あるいは他人に拡散してはならず、評価審査結果を漏洩してはならない。4. その特殊な地位および影響を利用して、不当な手段により申請企業の認定に便宜を図ってはならない。5. 認定・評定審査期間、新エリア管理委員会の許可を受けずに無断で企業に連絡するあるいは企業に立ち入り調査を行ってはならない。6. 申請企業が付与する恩恵および利益を受け取ってはならない。上述の規定違反が一旦判明すれば、新エリア管理委員会は、その新エリア重点産業企業認定管理業務への参加資格を取り消す。関連情報は、市経済情報化委員会・新エリア管理委員会が上海市公共信用情報プラットフォームに送信・報告する。

第九条 企業は、提出する申請資料および関連証明資料の真实性および正確性に対して責を負わなければならない。認定申請の過程において虚偽の情報を提供した場合、関連部門が市経済情報化委員会に報告し、市経済情報化委員会の審議を経て、非認定あるいは規定の手順に基づく優遇資格の取消を確定した場合、企業は、3年以内は再度申請してはならない。関連情報は、市経済情報化委員会・新エリア管理委員会が上海市公共信用情報プラットフォームに送信・報告する。

第十条 重点産業企業の税収優遇政策享受期間において、名称変更が発生あるいは経營業務・生産技術活動などに重大な変化が発生した場合(合併買収・再編・転業など)、15日以内に新エリア管理委員会に報告しなければならない。新エリア管理委員会は、総括のうえ定期的に市経済情報化委員会に報告しなければならない。

第十一条 関連部門は、優遇政策の執行状況の追跡管理業務を適切に行い、日常管理あるいは特別項目検査において企業に税収優遇資格条件への不合致に関わる状況が存在する可能性を発見した場合、速やかに市経済情報化委員会に報告し

<p>第十二条 市经济信息化委结合企业自行申报业务重大变化情况报告以及相关部门提供的跟踪管理情况，组织开展后续核查工作，经审议确定相关企业不具备税收优惠资格条件的，市经济信息化委会同市财政局、市税务局和新片区管委会发文取消相关企业的税收优惠资格。</p> <p>第十三条 本办法由市财政局、市税务局、市经济信息化委、新片区管委会按各自职责负责解释。</p> <p>第十四条 本办法自 2020 年 1 月 1 日起实施。2016 年 1 月 1 日至 2019 年 12 月 31 日期间在新片区注册登记的企业，可按本办法规定，自 2020 年至该企业设立满 5 年期限内享受税收优惠政策。</p>	<p>なければならない。</p> <p>第十二条 市經濟情報化管理委員会は、企業の自主申請業務の重大変更状況報告および関連部門が提供する追跡管理状況を踏まえて、事後検査業務を組織化・実施し、審議を経て関連企業が税収優遇資格の条件を備えていないことを確定した場合、市經濟情報化委員会は、市財政局・市税务局および新エリア管理委員会と共同で関連企業の税収優遇資格を取り消す旨を発表する。</p> <p>第十三条 本弁法は、市財政局・市税务局・市經濟情報化委員会・新エリア管理委員会が各自の職責に基づき解釈の責を負う。</p> <p>第十四条 本弁法は、2020 年 1 月 1 日より実施する。2016 年 1 月 1 日より 2019 年 12 月 31 日の期間に新エリアにおいて登録・登記した企業は、本弁法の規定に基づき、2020 年より当該企業の設立満 5 年までの期限内において税収優遇政策を享受することができる。</p>
---	---